

別紙

諮問第1780号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、これを取り消し、対象とする文書の特定をやり直した上で、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇〇校長懲戒免職わかるもの（1）処分内容、理由、理由説明書、（2）事実関係について（以前のものについても含む）、（3）事情聴取の記録、（4）校長の弁明書、（5）都教委の対応について」の開示を求める本件開示請求のうち、「（3）事情聴取の記録」（以下「本件請求文書1」という。）及び「（5）都教委の対応について」（以下「本件請求文書2」という。）に対し、東京都教育委員会が令和6年6月26日付けで行った不存在を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求のうち、本件請求文書1及び本件請求文書2に係る公文書は作成しておらず、存在しないとして本件不開示決定を行った。なお、本件開示請求のうち、「（1）処分内容、理由、理由説明書」、「（2）事実関係について（以前のものについても含む）」及び「（4）校長の弁明書」については一部開示決定を行っている。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年9月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月5日に実施機関から理由説明書を收受し、令和7年9月30日（第260回第一部会）から令和8年1月26日（第264回第一部会）まで、5回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 教職員の服務事故に係る事務の流れについて

区市町村立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した場合、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定に従い、校長は、状況報告書（服務事故報告書）を作成し、区市町村教育委員会に報告する。当該報告を受けた区市町村教育委員会は、任命権者に報告する必要があると判断したものについて、実施機関である東京都教育委員会へ報告を行う。これを受け、実施機関は、任命権者としての事故事実確認のため、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、監督者等から事情聴取等を行い、認定した事実に基づいて、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

イ 審査会の審議事項について

本件開示請求は、特定年月に、区市町村立学校の校長が起こした服務事故（以下「本件事故」という。）に対してなされた懲戒免職処分（以下「本件処分」という。）に係る公文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、実施機関が行った決定のうち、本件請求文書1及び本件請求文書2の不存在を理由とする本件不開示決定の取消しを求める旨主張しているので、審査会は、本件不開示決定の妥当性を判断する。

ウ 本件不開示決定の妥当性

(ア) 本件請求文書1について

審査請求人は、実施機関が事故者に対し聞き取りを含めて一切の事情聴取を行わず、事故者の弁明がなく一方的に処分を行うことはあり得ないとして、懲戒免職処分の事案である本件事故についても、実施機関において処分のための事情聴

取が当然なされているはずである旨主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、通常、服務事故事案については事実確認と弁明の機会を与えるため事故者から事情聴取を行い、その記録として事情聴取書を作成するが、本件では事故者の意向により事情聴取を行うことができなかったため、事情聴取の記録は存在しないとのことであった。

審査会が、実施機関から本件事故及び本件処分に関する公文書の提出を受け見分したところ、事故者に対する事実確認の記録など本件請求文書1に当たると思料される公文書の存在が確認された。

実施機関は、当該文書について、事故者に対する処分等を行う際の手続としての事情聴取は、処分等の基礎となる事実について任命権者である実施機関が直接確認を行うとともに、事故者の弁明の機会を十分に確保するために実施しているものであることを再度説明した上で、本件開示請求は、事故者の懲戒免職に関する公文書の開示を求めるものであり、実施機関での処分手続における「事情聴取の記録」を求めていることは明らかであるため、実施機関以外のものが行った事実確認の記録である当該文書はこれに該当しないと説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求の内容からすると、本件請求文書1について、実施機関が処分等を行う任命権者として実施したものに限られると解するのは適切ではなく、本件事故に際して、事故者から事実確認等を行うために事情を聴取した記録として作成又は取得したものが広く対象となると解すべきである。

したがって、本件請求文書1について、実施機関は、文書の特定をやり直した上で、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

(イ) 本件請求文書2について

審査請求人は、実施機関において、本件事故について何らかの対応が当然なされているはずであり、本件処分を行うに当たり、実施機関が何も対応を行わなかったとは納得しがたいなどと主張する。

審査会が実施機関に確認したところ、一般的に、本件事故と同種の事案については、東京都教育委員会の同様事案の発生を防ぐための対応に係る問合せが寄せられることから、「都教委の対応」については「同様事案の発生を防ぐための対応」を示した公文書が該当するとして、本件請求文書2に係る公文書は作成しておら

ず存在しないとのことであった。

また、教職員の服務事故が発生した場合、任命権者たる実施機関が主として実施する対応は、事故者に対する処分等による制裁手続及び同様事案の発生を防ぐための対応となるが、事故者に対する処分等による制裁手続に関する公文書については、本件開示請求に対して行った一部開示決定において特定した公文書により充足されるものであるため、「都教委の対応」の対象は、同様事案の発生を防ぐための対応と考えるほかないとのことであった。

審査会が検討するに、教職員の服務事故に係る事務の流れからすると、本件請求文書2について、事故者に対する処分等による制裁手続及び同様事案の発生を防ぐための対応を示した公文書が対象となるとの実施機関の説明は首肯できる。もっとも、実施機関は、このうち、本件事故に係る事故者に対する処分等による制裁手続を示した公文書は、本件開示請求に対する一部開示決定において特定されていると説明するが、審査会が実施機関より提出を受けた本件事故及び本件処分に関する公文書を見分したところ、一部開示決定において特定した公文書のほかに、本件処分に係る公文書の存在が確認された。以上から、本件請求文書2について、同様事案の発生を防ぐための対応を示した公文書のみが対象となると解するのは適切ではなく、少なくとも本件処分に係る公文書は本件請求文書2の対象として特定すべきである。

したがって、本件請求文書2について、実施機関は、対象とする文書の特定をやり直した上で、改めて開示、不開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環